

# 秋田市中小企業 振興基本条例

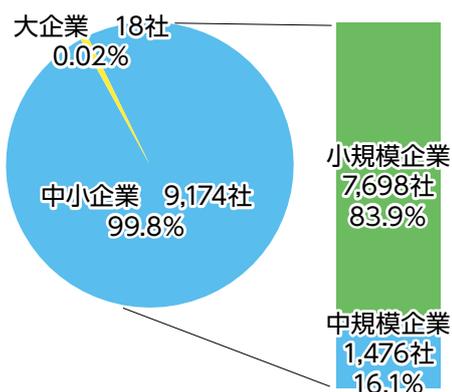


平成31年2月1日  
秋田市中小企業振興基本条例が施行されました

秋田市

# 中小企業・小規模企業者が主役！

- 中小企業は、市内企業約9,192社のうち、約99.8%を占め、その雇用者数も約9割にのぼるなど、まさに、秋田市経済を支える主役と言うべき存在です。
- さらに、中小企業のうち、約83.9%は小規模企業者が占めており、中小企業・小規模企業者は雇用の場の創出、人口減少対策などの観点からも、無くてはならない存在です。



業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

資料：中小企業庁『市区町村別中小企業数(民営・非一次産業)』より

## なぜ条例が必要か！

- 一方で、本市経済を担う中小企業を取り巻く環境が厳しさを増しており、人口減少・少子高齢化の進行による市場の縮小、事業主の高齢化や後継者不足等が大きな課題となっております。
- 市民、関係機関など、みなさんからの理解と協力のもと、支援体制を整えるとともに、中小企業・小規模企業者の活躍により、市民生活の更なる向上を目指すため、条例を制定しました。



# 秋田市中小企業振興基本条例の概要

## 目的

- 本市経済の持続的発展
- 市民生活の向上

## 基本理念

- 中小企業の創意工夫と自主的な取組の促進
- 市、中小企業者、中小企業支援団体などの連携・協力
- 地域資源の活用
- 小規模企業者等の事業活動の整備

## 基本理念に基づく役割

### 市の責務

中小企業振興に関する総合的な施策の策定および実施

### 中小企業支援団体の役割

中小企業者等の経営の改善および向上を図るための取組に対する積極的な支援

### 中小企業者等の努力

- 成長発展を図るための自主的な経営改善および向上
- 雇用機会の創出、労働環境整備による地域振興

### 金融機関等の役割

資金需要への適切な対応、経営改善、向上への協力

### 大学等の役割

人材育成および共同研究、技術向上への支援

### 大企業者の役割

中小企業が果たす役割に対する理解および連携、協力

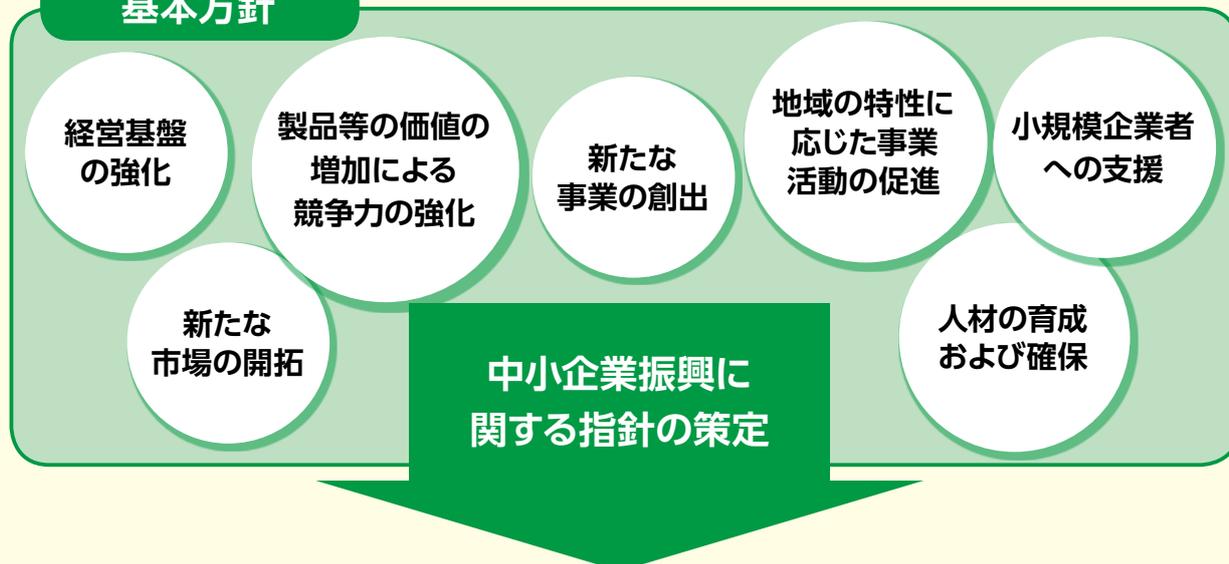
### 市民等の役割

中小企業振興が市民生活向上に寄与することへの理解、および健全な発展への協力

# 推進体制について

中小企業振興に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針に基づく指針を定め、推進会議において、その内容や中小企業振興施策の検討を行います。

## 基本方針



## 中小企業振興推進会議

### 構成

市、中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、大学等、市民等などから 10 名以内

### 役割

- 指針に対する意見
- 既存施策の検証、評価
- 新規施策の提言 等



## 中小企業振興施策の推進

## お問合せ先

秋田市産業振興部 商工貿易振興課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5726 (直通) FAX 018-888-5727



秋田市  
Akita City